

市内介護保険事業所等管理者様

新潟市福祉部介護保険課長
(担当 介護給付係)

令和6年能登半島地震で被災した被保険者の利用料免除に係る
介護給付費の過誤申立について（お知らせ）

令和6年能登半島地震による介護保険利用料免除に係る請求方法については、「令和6年能登半島地震で被災した被保険者の利用料免除に係る介護給付費の請求方法について（お知らせ）」（令和6年2月5日付新介第3184号）によりお示ししたところです。

1月サービス提供分の請求が既に完了されていることと存じますが、請求誤りが発生した際の対応について、以下のとおりお知らせします。なお、今後本件に係る請求誤りが発生した場合も同様の対応とします。

1 対応方法

通常過誤により実施してください。

2 留意事項

- ・本件専用の過誤申立書様式は別紙1のとおりです。普段より使用している通常過誤の様式は使用できません。同一の過誤申立書に混合しないようご注意ください。
- ・過誤申立事由は「その他の事由による実績の取り下げ」を選択してください。申立事由コードは別紙2のとおりです。
- ・過誤申立書は、当課宛に郵送でご提出ください。
- ・再請求を行う際は、毎月ご報告いただいている「利用料免除対象者一覧表」に当月請求分の対象者と一緒に記載してください。

3 その他

保険医療機関や薬局等一部のいわゆる医療みなし事業所（※）については連絡先を本市で把握していないため送付できない状況です。

貴事業所等におかれましては、医療機関等で介護サービスの利用料免除を受けた対象者を覚知した場合は、ご協力いただける範囲で、この文書を当該医療機関等に参考提供いただきますようお願いいたします。

- （※）訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護・居宅療養管理指導（いずれも予防含む）

以上

新潟市福祉部介護保険課介護給付係
電話 025-226-1273（直通）
Mail kaigo@city.niigata.lg.jp